

令和3年度国民健康保険料（税）率等の状況について

国民健康保険室

1 国保料（税）率等の状況

(1) 改定区分別の市町村数 [医療分のみ]

	市町村数	割合
引上↑	3	3.9%
引下↓	9	11.7%
据置・その他→	65	84.4%

■引上：所得割～平等割の増減がプラスのみ
 ■引下：所得割～平等割の増減がマイナスのみ
 ■据置・その他：所得割～平等割が全て据置または
 プラスとマイナスが混在
 ※市町村別一覧は別紙「税率比較表」を参照

(2) 引上げ・引下げの主な理由 [各市町村において主たる理由として回答されたもの]

①引上げの主な理由

○標準保険料率を参酌して引き上げ。

②引下げの主な理由

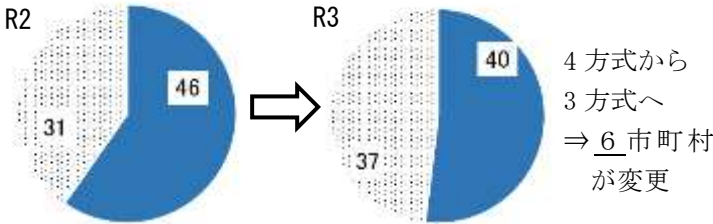
○3方式への移行に伴い資産割を段階的に引下げ。

○標準保険料率を参酌して引き下げ。

2 算定方式の変更状況 [市町村数]

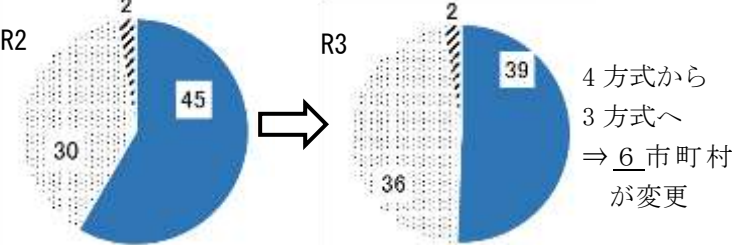
■医療分 [保険給付費に充てるもの]

《凡例⇒ ■ 4方式、▨ 3方式、▩ 2方式》



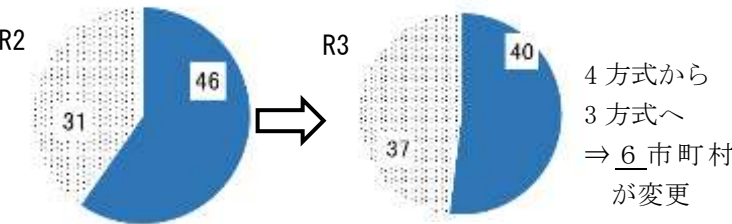
4方式から
3方式へ
⇒ 6市町村
が変更

■後期分 [後期高齢者支援金に充てるもの]



4方式から
3方式へ
⇒ 6市町村
が変更

■介護分 [介護納付金に充てるもの]



4方式から
3方式へ
⇒ 6市町村
が変更

☆算定方式とは

国保料（税）の算定には、次の4つの要素がある。

- ①所得割
被保険者の所得によるもの
- ②資産割
固定資産税額によるもの
- ③均等割
被保険者数によるもの
- ④平等割
世帯単位によるもの

【方式（組み合わせ）】

- 4方式
上記①～④
- 3方式
上記①③④
- 2方式
上記①③

